

●香川県告示第394号

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第26条第1項の規定により、令和2年香川県告示第247号（香川県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、同年2月1日とする。

令和2年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造